

新宿区消費生活地域協議会(概要)

「消費者教育推進地域協議会」と「消費者安全確保地域協議会」の両機能を備えた協議会

●協議会の機能・目的

- ・消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進(消費者教育の推進に関する法律に基づく「消費者教育推進地域協議会」として)
- ・消費者安全確保のための情報交換、取組協議(改正消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」として)

●協議事項

- ①消費生活施策の推進 ②消費者教育の推進 ③消費者安全の確保 ④新宿消費生活センターの機能強化
- ⑤関係機関との連携及び協力

●委員構成 25名以内で構成 任期2年

学識経験者(大学教授、弁護士)、消費者団体、地域代表(町会、商店会、民生・児童委員、公募区民、教育機関、福祉、警察、区

●特徴

- ・既存ネットワーク『悪質商法被害防止ネットワーク』の活用

協議会ネットワーク
イメージ図

